

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

120

(あて先) 京都府知事		200		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)		
〒617-8550 京都府長岡京市馬場園所1番地		三菱電機株式会社 京都製作所 所長 重里 英夫 電話 075 - 958 -		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	情報通信機械器具製造業 (ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業)			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月			
基本方針	エネルギーの使用合理化の推進により、エネルギー原単位(実質生産高原単位)対前年度比2%以上削減を目標とする。			
推進体制	省エネ法に基づくエネルギー推進体制及び環境マネジメントシステムによりエネルギーの使用合理化を推進する。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18~19	工場製造部門	JIT活動の推進による生産性向上及び省エネ活動により、エネルギー使用量を削減する。	
	18~19	事務所部門	老朽化した空調設備を高効率機器へ更新する。	
	18~19	原動力設備部門	小型エアークOMP機導入による運転の効率化を図る。 トPランナー変圧器への更新及び局部変電所 変圧器集約化する。 小型貫流ボイラーを多缶設置し台数制御装置を導入する。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (平成17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (平成19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	10,329 t	9,612 t	-6.9 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 10,329 t	*2 9,612 t	%
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積)	0 ha (吸収量)	0 t
	府内産の木材の利用	(利用量)	0 m <sup>3</sup> (削減量)	0 t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	0 kwh (削減量)	0 t
		(熱供給量)	0 GJ (削減量)	0 t
	グリーン電力の購入	(購入量)	0 kwh (削減量)	0 t
	削減量等合計		*3 0 t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)	
	*1 10,329 t	(*2)-(*3) 9,612 t	-6.9 %	
特記事項	1.三菱電機(全社)地球温暖化防止(第5次環境計画('06年度~'10年度5年))で3.3万t-CO <sub>2</sub> 削減する。 2.京都製作所 エネルギー原単位(実質生産高原単位)対前年度比2%以上削減を目標とする。 3.特定フロン(R-12)の削減... 既設R-12冷媒 ターボ冷凍機の更新 4.グリーン調達に対する支援... 「グリーン認定ガイドライン」の原案作成及びPR 5.エコロジス活動の推進... 積載効率の向上 10%、車積載物量を平成17年度(05年度)比16%削減 6.産業廃棄物の削減と再資源化... ゼロエミッション活動推進 7.省エネ製品の開発... 待機電力の削減 8.地球温暖化防止国民運動(チーム・マイナス6%)への参加 9.従業員への環境教育の実施			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 3 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。